

## ワーキンググループの運営について（案）

ワーキンググループの運営については、運営規約に定めるもののほか、以下によるものとする。

### 1. 委員

- (1) ワーキンググループ委員は、運営規約第19条第2項の規定するところにより、運営委員会が推薦する者から部会長が指名する者をもって充てる。
- (2) 運営委員会は、委員の推薦にあたり、それぞれの課題の趣旨を踏まえ、各グループに候補者の選出を依頼する。

### 2. 主査

ワーキンググループに主査を置き、ワーキンググループ委員の互選によってこれを定める。

### 3. 専門的な検討チーム等

ワーキンググループは、必要に応じ、その下に専門的な検討チームを設けるなど、課題の特性に適合した検討体制を整備する。

### 4. その他

ここに定めるもののほか、ワーキンググループの運営等に関し必要な事項は、運営委員会又は各ワーキンググループが定める。